

6. 毒物劇物の譲渡手続に関すること

問 6 - 1 - 1 毒物劇物営業者ではない者が毒物又は劇物を購入するときには、譲受書に押印又は署名が必要ですが、法人が譲受人の場合は担当者の押印又は署名でよいのでしょうか？

(答)

毒物劇物営業者ではない法人又は個人が毒物又は劇物の譲渡を受ける際に提出する譲受書へは、毒物及び劇物取締法第 14 条第 1 項各号に掲げる事項を記載した上で、毒物及び劇物取締法施行規則第 12 条の 2 の規定により譲受人の押印又は署名が必要となりますが、その例としては、以下のようなものがあります。

[法人の場合]

- ・ 法人代表印（丸印）又は法人代表者署名
- ・ 当該事業所の譲受書専用印（丸印）
- ・ 社印（角印）に加え、担当者の押印又は署名
- ・ 担当者の押印又は署名に加え、所属、役職等を併記 + 法人とその担当者の関係性が分かる書面（社員証等）の確認
- ・ 担当者の押印又は署名 + 譲受人である法人の事業所での受け渡し⁴

[個人の場合]

- ・ 当該個人の押印又は署名 + 書面（身分証等）の確認⁵

なお、譲受書の電磁的方法による提出は、ファイルへの記録がされた書面に記載すべき事項等について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置（例えば、電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に規定する電子署名）を講じていなければなりません。⁶

譲受書の押印等について、詳しくは営業所等が所在する都道府県等自治体までお尋ねください。

⁴ 法人の所在地外の場所で販売し、又は授与する際については、令和 6 年 1 月 26 日医薬薬審発 0126 第 5 号「劇物に指定されているタリウム化合物等の毒物及び劇物の販売時における法令遵守並びに身元確認の実施の徹底について」の記 1）を参照ください。

⁵ 参考：令和 6 年 1 月 26 日医薬薬審発 0126 第 5 号等

⁶ 参考：平成 13 年 03 月 26 日医薬発第 233 号

6. 毒物劇物の譲渡手続に関すること

問6-1-2 譲受書に署名する場合、姓（名字）のみでもよいのですか？

（答）

署名は、フルネーム（氏名）で記載いただくようお願いします。

問6-1-3 オンラインで毒物又は劇物を販売する場合、商品到着後に同封の封筒において譲受書の提出を求めることとしても差し支えないでしょうか？

（答）

毒物及び劇物取締法第14条第2項により、必ず事前に購入者より譲受書の提出を受けた上で、毒物又は劇物の販売を行ってください。

また、販売に当たっては、身分証により身分の確認を行うなどの適切な対応が必要です。⁷

⁷ 参考：令和7年3月24日医薬審発0324第4号「毒物及び劇物のオンライン販売に係る留意事項について」